

平成 30 年 5 月 25 日
 健康福祉部 食品・生活衛生課
 課長：吉田徹也 担当：奥原秀一
 電 話：026-232-0111（代表）内線 2652
 : 026-235-7153（直通）
 F A X：026-232-7288
 E-mail：shokusei@pref.nagano.lg.jp

長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例施行規則（案）の概要

食品・生活衛生課

1 趣 旨

長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例に基づき、同条例が定める周辺地域の住民に対する事業の説明、衛生面の確保等の事業者等の責務に関する事項や、事業実施方針及び事業の実施を制限する区域及び期間を具体的に定める。

2 内 容

(1) 事前説明を行う 周辺地域の住民の 対象及びその範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を営もうとする住宅の周囲（敷地の隣接者）の住民 ・ 住宅への通路を共有するなど生活環境への影響が想定される住民 ・ 地域の自治会等の代表者、別荘地・マンション等の管理法人等
(2) 事前の説明の 内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施者の氏名・住所及び住宅の所在地 ・ 宿泊者本人の確認・安全の確保、ごみの処理方法 ・ 苦情及び問い合わせへの対応の体制 等
(3) 住宅宿泊事業者 の講ずべき措置	<p>①衛生の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊室、台所、便所、浴室、洗面所等の宿泊者が入れ替わるごと（長期滞在の場合は、原則毎日 1 回以上）の清掃 ・ 使用する水が水道水以外の場合及びろ過器を用いる浴槽水の水質検査の実施 ・ 浴槽水の適切な管理（毎日 1 回以上の換水による清掃） 等 <p>②苦情及び問い合わせに適切かつ迅速に対応する体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情等があつてから当該住宅に概ね 30 分以内に到着して対応できる体制
(4) 届出書へ添付す る事業実施方針の 内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鍵の受渡しの方法 ・ 本人確認の方法、頻度（7 日以上滞在の場合） ・ 宿泊者の安全確保（避難経路や避難場所）の宿泊者に対する説明内容 ・ ごみの処理に関する事項（ごみの処理の方法と宿泊者への案内） ・ 衛生の確保に関する事項（清掃・換気や浴槽水入れ換えの頻度） ・ 外国人宿泊者に対する措置（設備の使用法の説明） ・ 生活環境悪化防止の措置（騒音・火災の防止、その他事項） ・ 苦情等への対応

(5) 事業の実施を制限する区域と期間 別添のとおり

別紙

区 域	期 間	対象市町村
<p>1 【学校等の周辺の静穏な環境の維持・防犯】 <区域>学校等の敷地から概ね100m以内の区域 <指定>全県一律(ただし、市町村からの申出に基づき、区域の解除が可能)</p>	<p>○月曜日から金曜日まで (休日及び学校等の長期休業期間を除く。)</p>	<p>【全て解除の市町村】 根羽村、売木村、豊丘村、小谷村、小布施町 【一部解除の市町村】 下諏訪町、宮田村 ◆別表第7の1</p>
<p>2 【学校等以外の施設における児童の学習等の環境の保持】 <区域>社会教育施設など学校等に準ずる施設の敷地から概ね100m以内の区域のうち、市町村の意見等を踏まえ、規則で定める区域 <指定>市町村からの申出に基づき、規則で指定</p>	<p>○児童厚生施設・図書館 ⇒開所日・開館日 ○公民館その他の施設 ⇒施設ごとにそれぞれ規則で定める期間</p>	<p>【指定する市町村】 小海町、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、長和町、青木村、諏訪市、茅野市、下諏訪町、原村、南箕輪村、大鹿村、木曾町、安曇野市、生坂村、朝日村、大町市、池田町、長野市、千曲市、中野市、山ノ内町 ◆別表第1及び第2</p>
<p>3 【医療・福祉施設における静穏な環境の保持】 <区域>医療提供施設・社会福祉施設の敷地から概ね100m以内の区域のうち、市町村の意見等を踏まえ、規則で定める区域 <指定>市町村からの申出に基づき、規則で指定</p>	<p>○施設ごとにそれぞれ規則で定める期間</p>	<p>【指定する市町村】 軽井沢町、御代田町、長和町、青木村、茅野市、木曾町、池田町 ◆別表第3</p>
<p>4 【住居専用地域における静穏な環境の維持】 <区域>住居専用地域 <指定>全県一律(ただし、市町村からの申出に基づき、区域の解除が可能)</p>	<p>○月曜日から金曜日まで (休日を除く。)</p>	<p>【解除する市町村】 松川町、小布施町 ◆別表第7の2</p>
<p>5 【住宅団地等における静穏な環境の維持】 <区域>住居専用地域に準ずる区域として、市町村の意見等を踏まえ、規則で定める区域 <指定>市町村からの申出に基づき、規則で指定</p>	<p>○月曜日から金曜日まで (休日を除く。)</p>	<p>【指定する市町村】 軽井沢町、御代田町、安曇野市 ◆別表第4</p>
<p>6 【別荘地等における静穏な環境の維持】 <区域>別荘地などで、騒音等による生活環境の悪化防止が特に必要な区域のうち、市町村の意見等を踏まえ、規則で定める区域 <指定>市町村からの申出に基づき、規則で指定</p>	<p>○生活環境の悪化防止のため特に必要な期間として、規則で定める期間</p>	<p>【指定する市町村】 川上村、青木村、茅野市、木曾町 ◆別表第5</p>
<p>7 【交通の混雑等による生活環境の悪化の防止】 <区域>冬季におけるスキー場周辺など交通の混雑等による生活環境の悪化防止が特に必要な区域のうち、市町村の意見等を踏まえ、規則で定める区域 <指定>市町村からの申出に基づき、規則で指定</p>	<p>○生活環境の悪化防止のため特に必要な期間として、規則で定める期間</p>	<p>軽井沢町、上田市、茅野市、白馬村、山ノ内町、野沢温泉村 (白馬村及び野沢温泉村は、家主居住型の場合は制限しない) ◆別表第6</p>

※ 4～6の制限は、届出住宅に、家主が居住する場合や管理者が常駐する場合には、適用しない。

※ 1、4及び5の期間は、市町村の申出に基づき、規則で定めるところにより、緩和することができる。

長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例施行規則別表

(別表第1)

市町村	施設
長野市	長野市箱清水児童センター 長野市加茂児童センター 長野市古牧児童センター 長野市日詰児童館 長野市三輪児童センター 長野市吉田児童センター 長野市裾花児童センター 長野市柳町児童センター 長野市湯谷児童センター 長野市南部児童センター 長野市大豆島児童センター 長野市朝陽児童センター 長野市柳原児童センター 長野市長沼児童センター 長野市古里児童センター 長野市若槻児童館 長野市徳間児童センター 長野市浅川児童センター 長野市芋井児童センター 長野市安茂里児童センター 長野市松ヶ丘児童センター 長野市篠ノ井中央児童センター 長野市篠ノ井東児童センター 長野市篠ノ井西児童センター 長野市共和児童センター 長野市塩崎児童館 長野市松代花の丸児童センター 長野市豊栄児童館 長野市松代東条児童センター 長野市綿内児童センター 長野市川田児童館 長野市保科児童センター 長野市昭和児童センター 長野市川中島児童センター 長野市青木島児童センター 長野市下氷鉋児童センター 長野市三本柳児童センター 長野市豊野西部児童センター 長野市豊野東部児童館
諏訪市	諏訪市ふれあいの家 諏訪市児童センター この街きつず学園
中野市	中野市立図書館 中野市中野児童センター 中野市平野児童センター 中野市中野児童センター 中野市放課後児童クラブ 中野市平野児童センター放課後児童クラブ 中野市中野放課後児童クラブ 中野市平野放課後児童クラブ 中野市平岡放課後児童クラブ 中野市日野放課後児童クラブ 中野市延徳放課後児童クラブ 中野市豊井放課後児童クラブ 中野市永田放課後児童クラブ 中野市高丘放課後児童クラブ 中野市長丘放課後児童クラブ 中野市科野放課後児童クラブ 中野市倭放課後児童クラブ 中野市中央子育て支援センター 中野市北部子育て支援センター 中野市豊田子育て支援センター
大町市	大町市児童センター 大町市ふれあいプラザ 美麻情報センター 市立大町図書館

茅野市	ちの地区こども館 宮川地区こども館 米沢地区こども館 豊平地区こども館 玉川地区こども館 泉野地区こども館 金沢地区こども館 湖東地区こども館 北山地区こども館 中大塩地区こども館 茅野市家庭教育センター 茅野市青少年自然の森
千曲市	埴生児童センター 稲荷山児童センター 屋代児童センター 八幡児童センター 東部児童センター 戸倉児童館 更級児童館 五加児童館 上山田児童館 千曲市更埴子育て支援センター 千曲市上山田子育て支援センター 千曲市立更埴図書館 千曲市立戸倉図書館 千曲市立更埴西図書館
安曇野市	安曇野市立豊科中央児童館 安曇野市立高家児童館 安曇野市立南穂高児童館 安曇野市立穂高中央児童館 安曇野市立穂高西部児童館 安曇野市立穂高北部児童館 安曇野市立三郷児童館 安曇野市立堀金児童館 安曇野市立明科児童館 安曇野市中央図書館 安曇野市豊科図書館 安曇野市三郷図書館 安曇野市堀金図書館 安曇野市明科図書館
南佐久郡 小海町	北牧楽習館 小海なかよし児童館
南佐久郡 佐久穂町	佐久穂町こどもセンター 佐久穂町障害者福祉施設
北佐久郡 軽井沢町	東地区児童館 中軽井沢児童館 西地区児童館 南地区児童館 長倉地区児童館 中地区児童館 軽井沢町子育て支援センター 軽井沢町立中軽井沢図書館 軽井沢町立離山図書館
北佐久郡 御代田町	御代田町東原児童館 御代田町大林児童館 御代田町立図書館
小県郡長 和町	長和町長門児童館 長和町和田老人福祉センター
小県郡青 木村	青木村図書館 青木村児童センター
諏訪郡下 諏訪町	下諏訪町子育てふれあいセンター 下諏訪町立図書館
諏訪郡原 村	原村図書館
上伊那郡 南箕輪村	南箕輪村こども館 南箕輪村図書館

木曾郡木曾町	福島学童クラブ 日義放課後子ども教室 開田学童クラブ 三岳学童クラブ 木曾町図書館
東筑摩郡生坂村	生坂村児童館 生涯学習施設たんぼぼ
東筑摩郡朝日村	朝日村子育て支援センター 村立朝日村図書館
北安曇郡池田町	池田児童センター 会染児童センター 池田町地域交流センター 池田町図書館
下高井郡山ノ内町	山ノ内町子育て支援センター 東小児童クラブ 南小児童クラブ 西小児童クラブ 北部児童クラブ 山ノ内町立蟻川図書館

(別表第2)

市町村	施設	日
下伊那郡大鹿村	大鹿村農林漁家婦人活動促進施設	村立学校の長期休業日
	特定非営利活動法人あんじゃネットなかよしハウス	月曜日から金曜日まで(休日を除く。)
北安曇郡池田町	総合福祉センターやすらぎの郷	月曜日、水曜日及び土曜日
	池田町多目的研修センター	火曜日から土曜日まで

(別表第3)

市町村	施設	期間
茅野市	組合立諏訪中央病院 ちの泌尿器科 土橋整形外科歯科医院 平岡産婦人科 諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮 諏訪中央病院組合介護老人福祉施設ふれあいの里 特別養護老人ホーム白駒の森 特別養護老人ホームりんどう苑 介護老人福祉施設アイリス茅野 寿和寮 桜ハウス宮川短期入所生活介護事業所 桜ハウス玉川通所介護事業所 小規模多機能型居宅介護アイリス茅野 小規模多機能ケア米沢の家 在宅サポートじこぼう 諏訪中央病院組合介護老人保健施	医療提供施設に入院している者(以下この表において「入院患者」という。)又は社会福祉事業に係る施設に入所している者(以下この表において「入所者」という。)がいる期間(住宅宿泊事業に起因する生活環境の悪化のおそれがないものとして知事が別に定める

	設やすらぎの丘 介護老人保健施設虹の森 グループホーム豊平 グループホームすずらん グループホーム・せせらぎの家 グループホームいずみの 精明学園 ケアホームここんち グリーンサム ひまわりハウ ス横内 やまぼうし はなみずき 諏訪市 蓼科保養学園	日を除く。)
北佐久郡 軽井沢町	軽井沢町国民健康保険軽井沢病院 特別養 護老人ホームかるいざわ敬老園 地域密着 型特別養護老人ホームみなみかるいざわ敬 老園 養護老人ホーム静山荘 軽井沢町保 健福祉複合施設木もれ陽の里 障害者支援 施設浅間学園 障害者支援施設軽井沢治育 園 共同生活援助・共同生活介護四季 児童 養護施設軽井沢学園 児童養護施設興望館 沓掛学荘 浅間学園からまつまごえ山荘 浅間学園からまつあゆみ 浅間学園からま つきずな 浅間学園からまつみらい 浅間 学園からまつしおざわ 軽井沢知育園グル ープホームミズナラ グループホーム旧軽 井沢 グループホームかるいざわ敬老園 社会福祉法人軽井沢町社会福祉協議会くに ちゃん家 社会福祉法人軽井沢町社会福祉 協議会まさちゃん家 有料老人ホームこと ぶきの家軽井沢 サービス付き高齢者向け 住宅ここわ軽井沢	入院患者又は入所者がい る期間（住宅宿泊事業に 起因する生活環境の悪化 のおそれがないものとし て知事が別に定める日を 除く。）
北佐久郡 御代田町	医療法人社団御代田中央記念病院 佐久広 域老人ホーム豊昇園 特別養護老人ホーム きらく苑	入院患者又は入所者がい る期間（住宅宿泊事業に 起因する生活環境の悪化 のおそれがないものとし て知事が別に定める日を 除く。）

小県郡長和町	国民健康保険依田窪病院 依田窪老人保健施設いこい グループホーム和田 高齢者生活福祉センターほほえみ 中町荘 大石荘 山の子学園共同村 下木戸荘 入大門荘	入院患者又は入所者がいる期間（住宅宿泊事業に起因する生活環境の悪化のおそれがないものとして知事が別に定める日を除く。）
小県郡青木村	社会福祉法人大樹会ラポートあおき	入所者がいる期間（住宅宿泊事業に起因する生活環境の悪化のおそれがないものとして知事が別に定める日を除く。）
木曾郡木曾町	長野県立木曾病院	入院患者がいる期間（住宅宿泊事業に起因する生活環境の悪化のおそれがないものとして知事が別に定める日を除く。）
北安曇郡池田町	長野県厚生農業協同組合連合会北アルプス医療センターあづみ病院	入院患者がいる期間（住宅宿泊事業に起因する生活環境の悪化のおそれがないものとして知事が別に定める日を除く。）

(別表第4)

市町村	区域
安曇野市	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種住居地域及び準住居地域並びに安曇野市の適正な土地利用に関する条例（平成22年安曇野市条例第28号）第7条第1項に規定する安曇野市土地利用基本計画において第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域として定められた区域
北佐久郡軽井沢町	都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種住居地域及び軽井沢町自然保護対策要綱（昭和47年輕井沢町告示第13号）に基づき第一種住居地域と同等以上の基準が適用されている区域（大字発地、大字長倉、大字追分及び大字茂沢（都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第一種住居地域及び近隣商業地域に該当する区域を除く。）

北佐久郡 御代田町	都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第18条の2の規定により定められた基本方針において住環境の保全に配慮し、又は後背地の専用住宅地の居住環境を保護する役割を担うとされた区域（一般国道18号線の南側200メートル及び北側300メートル、県道佐久軽井沢線の両側100メートル、県道小諸軽井沢線の南側400メートル及び北側300メートル、北佐久郡御代田町道塩野御代田停車場線の北側300メートル、北佐久郡御代田町道三ツ谷普賢寺線の両側300メートル、北佐久郡御代田町道塩野区内線の両側300メートル並びに北佐久郡御代田町道西宮原長坂線の両側200メートル）
--------------	---

(別表第5)

市町村	区域	期間
茅野市	豊平のうち字東嶽ノ内古田山のうち付表第1に掲げる区域（調整中） 北山字鹿山のうち付表第2に掲げる区域（調整中）	4月20日から5月10日まで、7月1日から9月30日まで、10月15日から11月15日まで及び12月20日から翌年1月10日まで
南佐久郡 川上村	大字原585番地6から591番地389まで	5月1日から8月31日まで
小県郡青 木村	大字沓掛字琴山1405番地から1500番地まで 大字奈良本字向沖2362番地2から2362番地6まで	5月1日から8月31日まで
木曾町	木曾町福島82番地131から82-310番地まで 木曾町新開のうち125番地2から125番地112まで 新開126番地5から126番地158 新開127番地4から127番地138 新開129番地4から127番地274 木曾町開田高原のうち付表第3に掲げる区域（調整中）	4月28日から5月10日まで、7月1日から9月30日まで

(別表第6)

市町村	区域	期間
上田市	菅平高原のうち付表第4に掲げる区域	国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に

		規定する海の日から8月31日まで
	鹿教湯温泉のうち付表第5に掲げる区域	5月3日から同月5日まで、8月10日から同月15日まで及び12月30日から翌年1月3日まで
	別所温泉のうち付表第6に掲げる区域	12月31日から翌年1月4日まで
茅野市	北山車山高原3413番地2から3413番地131まで 3412番地3から3412番地233まで 3411番地253から3411番地256まで 3414番地422から3414番地442まで 3417番地49から3417番地51まで	4月20日から5月10日まで、7月1日から8月31日まで及び1月1日から3月31日まで
北佐久郡 軽井沢町	軽井沢町の全域	5月1日から同月31日まで及び7月1日から9月30日まで
北安曇郡 白馬村	大字神城のうち飯田、飯森、佐野、沢渡及びびめいてつ（付表第7に掲げる区域（調整中）） 大字北城のうちエコーランド、落倉、切久保、山麓、新田、どんぐり、八方、瑞穂、みそら野及び和田野（付表第8に掲げる区域（調整中））	12月1日から翌年3月31日まで
下高井郡 山ノ内町	大字平穏のうち付表第9に掲げる区域 大字佐野のうち付表第10に掲げる区域	4月28日から5月7日まで、8月1日から同月31日まで、10月1日から同月31日まで及び12月1日から同月31日まで
下高井郡 野沢温泉村	大字豊郷のうち荒井、道下、下ノ沢、供養塚、坂下、南原、山崎、柄沢、八幡下、山口、大ナデ、蟹沢、日影、上ノ平、北ノ入、麻釜、寺湯、上照湯、向ノ原、番場、湯沢及び横落 大字前坂のうち坂下、道下、宮下、宮脇、流石、中道、堅道、中沢、干場、馬廻及び蟹沢	12月1日から翌年3月31日まで

（備考） 北安曇郡白馬村及び下高井郡野沢温泉村にあっては、住宅宿泊事業の実施において、条例第6条第1号又は第2号に掲げる場合に該当する場合を除く。

(別表第7)

1 条例第5条第1項の表の1の項に係るもの

市町村	区域	期間
諏訪郡下 諏訪町	下諏訪町立下諏訪社中学校の敷地の周囲おおむね100メートル	月曜日から 金曜日まで
上伊那郡 宮田村	宮田村立宮田小学校の敷地の周囲おおむね100メートル	月曜日から 金曜日まで
下伊那郡 根羽村	根羽小学校、根羽中学校及び根羽村立根羽村保育所の敷地の周囲おおむね100メートル	月曜日から 金曜日まで
下伊那郡 売木村	売木小学校、売木中学校及び売木村立売木保育所の敷地の周囲おおむね100メートル	月曜日から 金曜日まで
下伊那郡 豊丘村	豊丘村豊丘南小学校、豊丘村豊丘北小学校、豊丘村豊丘中学校、豊丘村北保育園、豊丘村中央保育園及び豊丘村南保育園の敷地の周囲おおむね100メートル	月曜日から 金曜日まで
北安曇郡 小谷村	小谷小学校、小谷中学校及び小谷村保育園の敷地の周囲おおむね100メートル	月曜日から 金曜日まで
上高井郡 小布施町	栗ガ丘小学校、小布施中学校、小布施町立認定こども園栗ガ丘幼稚園、小布施町わかば保育園及び小布施町つすみ保育園の敷地の周囲おおむね100メートル	月曜日から 金曜日まで

2 条例第5条第1項の表の4の項に係るもの

市町村	区域	期間
下伊那郡 松川町	都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域	月曜日から 金曜日まで
上高井郡 小布施町	都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域	月曜日から 金曜日まで